

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例概要

項 目	改 正 案	現 行	施行期日
1 公的年金等所得者の寡婦（寡夫）控除に係る申告手続の簡略化	<p>公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。</p> <p>平成25年1月1日以降に支払われる公的年金等に係る所得税の源泉徴収税額の計算における控除対象に寡婦（寡夫）控除が加えられ、年金保険者（特別徴収義務者）が市町村に提出する公的年金等支払報告書に寡婦（寡夫）の記載が追加されたことによる。</p>	<p>公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合は、申告書を区長に提出しなければならない。</p>	平成26年1月1日 （平成26年度分から適用）
2 退職所得の分離課税に係る所得割の額の特例の廃止	<p>右記の特例を平成24年12月31日までに支払われる退職所得をもって廃止する。</p>	<p>退職所得の分離課税に係る所得割の税額は、当分の間、算出税額から10分の1に相当する金額を控除した額とする。</p>	平成25年1月1日
3 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の創設	<p>居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災により居住用住宅家屋が滅失した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長する。</p> <p>東日本大震災以外による譲渡期限は、現行（3年）のとおり</p>	<p>〔新設〕</p> <p>【居住用財産の買換えの特例等】 災害により家屋が滅失した居住用財産の敷地に係る譲渡所得の特例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 譲渡所得の特別控除 居住用財産を譲渡した場合に課税譲渡所得の計算上、3,000万円を限度に譲渡所得から控除する。 2 長期譲渡所得の課税の特例 居住用財産の譲渡年の1月1日現在で所有期間が10年超の場合、課税長期譲渡所得のうち6,000万円までの部分に2.4%の軽減税率が適用される。 3 特定居住用財産の買換え等に係る長期譲渡所得の課税の特例 居住用財産の譲渡年の1月1日現在で所有期間が10年超、かつ、譲渡年及びその前後各1年、合計3か年の間に買い換えた居住用財産に居住した場合、譲渡金額が買換資産取得価額より多いときは差額に対し課税され、譲渡金額が買換資産取得価額以下のときは課税が繰り延べになる。 災害のあった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合に適用 	公布の日

<p>4 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例</p>	<p>東日本大震災により居住用家屋を滅失等した者が、住宅の再取得、増改築等をした場合において、所得税における東日本大震災に係る住宅ローン控除の特例の適用を受けたときは、右記の特例に加え、重複して住宅借入金等特別税額控除の対象とする。</p>	<p>住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができる。</p> <p>【住宅借入金等特別税額控除】 所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を翌年度分の特別区民税から控除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 平成21年から平成25年までに入居した者 2 控除期間 入居した年の翌年から10年間 3 控除額 次のいずれか少ない額 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額×5分の3 所得税の課税総所得金額等の額×100分の3 (上限額は、5.85万円) 4 控除方法 税額控除 <p>平成11年から平成18年までに入居した者に対する住宅借入金等特別税額控除は、平成20年度分から平成28年度分までの特別区民税に適用</p>	<p>公布の日(平成24年度分から適用)</p>
<p>5 均等割の税率の特例の創設</p>	<p>均等割の税率は、平成26年度から平成35年度までの間、既定の額に500円を加算した額とする。</p> <p>年額3,500円(3,000円(既定の額)+500円)</p>	<p>〔新設〕</p> <p>年額3,000円(既定の額)</p>	<p>公布の日(平成26年度分から適用)</p>
<p>特別区たばこ税</p>	<p>1 税率の引上げ</p> <p>都道府県から区市町村への税源移譲により、たばこ税の税率を次のように引き上げる。</p> <p>1,000本につき5,262円(旧3級品以外)</p> <p>旧3級品の製造たばこ(たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこ)については、当分の間、1,000本につき2,495円とする。</p>	<p>1,000本につき4,618円(旧3級品以外)</p> <p>旧3級品の製造たばこ(たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこ)については、当分の間、1,000本につき2,190円とする。</p>	<p>平成25年4月1日</p>